

中津川市子ども・子育て支援事業計画について

R4. 12. 8 子ども家庭課

1) 第2期「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて

①子ども・子育て支援法 第61条（抜粋）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

②中津川市子ども・子育て支援事業計画の経過

平成17年度～「次世代育成支援対策行動計画」（次世代育成支援対策法）



平成24年8月「子ども・子育て」関連3法が成立

平成25年6月 中津川市「子ども・子育て会議」を設置（子ども・子育て支援法）

平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」がスタート



平成27年度～令和元年度 第1期子ども・子育て支援事業計画（中間見直し無）

令和2年度～令和6年度 第2期子ども・子育て支援事業計画

2) 第3期計画策定のスケジュールについて

◆令和5年度：ニーズ調査の実施 令和6年度：計画策定 令和7年4月計画実施

